

## 平成 22 年第 4 回市議会定例会において採択となった陳情

番 号	陳 情 第 7 号	受理年月日	平 20. 6. 2
件 名	田上団地における安心安全なまちづくりについて		
結 果	平成 22. 12. 27 第 4 回定例会で採択		
付託委員会	経済企業委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、抜本的な雨水・浄化槽排水処理対策として、田上台四丁目の A 点（田上団地第 5 公園付近）から C 点（紫原北口交差点付近）の道路約 700m に公共下水道の本管を入れるよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の対応状況等について伺ったところ、当該区間の道路約 700m は、一部市道を除き市や個人が所有する道路であり、この地域は地番や土地の境界が公図と大きく異なる、いわゆる地図混乱地域であったが、平成 16 年度から 17 年度にかけて鹿児島地方法務局により地図混乱の解消が図られたことから、土地使用承諾の得られた区間について公共下水道の整備を行ってきた。</p> <p>そのような中で、C 点から約 440m 上流にある公共下水道の分水嶺から C 点方向への約 170m の区間について、そのうちの約 50m が土地使用の承諾が得られなかったことから、当該区間が未整備箇所として残っていたところである。</p> <p>未整備箇所の土地所有者としては、「公共下水道の整備については、市道編入と一体で解決を図りたい」という意向であったため、道路管理課が市道編入に向けて土地所有者と交渉してきたところ、公共下水道の整備については、22 年 11 月 3 日付けで土地使用の承諾が得られたことから、今後、同区間の整備を行っていききたいとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。</p>			

番 号	陳 情 第 18 号	受理年月日	平 20. 6. 20
件 名	私道の鹿児島市道への編入と踏切の設置及び彦四郎川の架橋の拡充について		
結 果	平成 22. 12. 27 第 4 回定例会で採択		
付託委員会	建設委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、二軒茶屋電停から J R 指宿枕崎線を越えて北側の私道に通じる通路の鹿児島市道への編入と踏切の設置及び日之出町の南側通路の市道から南新町に通じる架橋の拡充について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、市道編入への取組みについては、市道宇宿 9 号線から市道南新町 1 号線までの延長約 350m について、権利関係者の協力が得られたことから、市道南新町二軒茶屋線として、平成 22 年第 1 回市議会定例会の市道認定の議決を経て、同年 4 月 1 日から供用開始したところである。

踏切道の設置については、当該箇所は付近住民の方々が二軒茶屋電停への利用など、日常的に J R 指宿枕崎線の鉄道敷や市電の軌道敷を横断している状況にあったが、J R 九州及び市電ともに踏切道としての位置付けがなされておらず、警報機や遮断機などが設置されていなかったことから、当該箇所の安全な通行を確保するため、J R 九州や交通局などの関係機関と踏切道設置に向けた協議を進めてきていたが、21 年 3 月に当該箇所の過去の事故発生状況による緊急性や重要性を踏まえ、既存踏切道の統廃合を行うことを前提として踏切道設置に取り組むことを J R 九州と確認した。その後、交通局も含めて実施に向けた具体的な協議等を進め、当該箇所の踏切道新設にかかる補正予算の議決を経て、工事実施に向けた協議、手続きを行い、J R 九州、交通局ともに 21 年度に工事に着手し、22 年 3 月 18 日の始発列車通過時刻より踏切道の使用を開始したところである。

彦四郎川の架橋の拡充については、以前にも日之出町内会から同様の要望があり、権利関係者と用地交渉を進めてきたが、当時は理解が得られなかったところである。その後、18 年に同町内会から再び要望がなされたことから、19 年度に建物補償調査等を実施し、権利関係者に事業への協力要請を行ってきた。権利関係者 2 名のうち 1 名については了解をいただいていたところであるが、残る 1 名の方についても 22 年 11 月に「23 年 4 月以降に話を聞きたい」という返事をいただいたところであり、今後できるだけ早く工事着手できるよう努めていきたいとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。

番 号	陳 情 第 40 号	受理年月日	平 20. 12. 10
件 名	混合型血管奇形の難病指定を求める意見書提出について		
結 果	平成 22. 12. 27 第 4 回定例会で採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、混合型血管奇形を早期に難病に指定し、一刻も早く原因の解明と治療方法の確立に着手するよう、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、混合型血管奇形とは、先天性の血管の病気で、治療法がなかなか見つからない難治性疾患である。身体の中の部位にも発症する可能性があり、皮下の血管奇形は皮膚に腫瘤状の膨隆が起こり、時に強い痛みを伴い、手術しても完全に切除できないことが多く、再発することが多いと言われている。なお、市内の混合型血管奇形の患者数については、病気の届出義務がないため把握できていないところである。

国の難病対策として取り上げる疾患については、原因不明、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされており、その対象疾患は、原因究明の困難性、難治度、重症度及び患者数等を総合的に勘案し、厚生労働省の諮問機関である特定疾患対策懇談会の意見を聴いて決定されている。

また、国の難病対策としては、医療費の自己負担の軽減を図る特定疾患治療研究事業や、調査研究の推進を行う難治性疾患克服研究事業等があるが、平成21年度から、難治性疾患克服研究事業では臨床調査研究分野に加え、新たに疾患概念の確立を目指すことを目的に研究奨励分野が設けられ、混合型血管奇形は同年度よりその対象疾患とされているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。

なお、本件を採択すべきものとするに伴い、国会及び関係行政庁に対し、別途意見書を提出し、善処方を要請することに決定。

番 号	陳 情 第 81 号	受理年月日	平 22. 5. 27
件 名	住民の生活基盤を支える県土防災と建設業振興を求める意見書提出について		
結 果	平成 22. 12. 27 第 4 回定例会で採択		
付託委員会	総務消防委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、地元経済の振興と住民の安心安全を守る立場から、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」、いわゆる官公需法に基づく地元中小企業優先の工事発注を行い、地元建設企業経営を支援することについて、国会及び鹿児島県を含む関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する国の対応状況等について伺ったところ、建設業は、社会資本整備の担い手として、また、多くの就業機会を提供するなど、地域社会と経済の発展に欠かせない重要な役割を担っている。

国においては、官公需法を制定し、官公需について中小企業者の受注の機会の増大を図るための施策を進めているところであり、また、同法では地方公共団体においても、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならないと規定されている。

なお、本市の建設工事については、地域経済活性化の観点から地元企業優先の立場で発注を行うとともに、分離・分割による発注を推進するなど、地元企業の受注機会の確保に努めてきているところであり、このことについては、今後とも意を用いていきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。

なお、意見書については、本件と同一件名の陳情が他の常任委員会において審査中であることから、それらの結果を踏まえて対応することとし、今回は提出しないことを確認。

番 号	陳 情 第 82 号	受理年月日	平 22. 5. 27
件 名	住民の生活基盤を支える県土防災と建設業振興を求める意見書提出について		
結 果	平成 22. 12. 27 第 4 回定例会で採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、地元経済の振興と住民の安心安全を守る立場から、災害が発生しないよう、より一層の防災対策を進めるため、防災予算の確保に努めることについて、国会及び鹿児島県を含む関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、本市の防災予算の状況については、桜島爆発対策関連や建築物震災対策関連、低地区浸水対策関連などがあるが、全体の合計は、22年度が76億3,364万2千円となっている。

防災予算の確保に係る国、県への主な要望状況については、県市長会や県市議会議長会が、鹿児島県や県関係国会議員、関係省庁等に対して、道路整備や特殊地下壕対策の拡充強化などを要望している。また、桜島火山活動対策協議会が鹿児島県や関係省庁等に、桜島火山活動対策議会協議会が県関係国会議員や各政党等に対して、それぞれ砂防・治山事業の促進や降灰除去事業費の確保等の要望を行っているほか、県開発促進協議会においても関係省庁等に対して、道路整備や河川整備等を要望するなど、防災予算の確保のため、国、県へ要望活動を行っている。本市としては、今後も引き続き防災予算の確保に努めてまいりたいと考えているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。

なお、意見書については、本件と同一件名の陳情が他の常任委員会において審査中であることから、それらの結果を踏まえて対応することとし、今回は提出しないことを確認。

番 号	陳 情 第 85 号	受理年月日	平 22. 5. 27
件 名	住民の生活基盤を支える県土防災と建設業振興を求める意見書提出について		
結 果	平成 22. 12. 27 第 4 回定例会で採択		
付託委員会	環境文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、地元経済の振興と住民の安心安全を守る立場から、社会資本の耐震対策と老朽化対策のため、学校の的確な劣化診断と適切な維持管理、設備更新を進めることについて、国会及び鹿児島県を含む関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には避難場所となるなど、地域住民の防災拠点としての役割を担っており、その安全性の確保は極めて重要であることから、本市においては、施設の基本的機能の維持保全や児童生徒及び教職員の安全確保のため、学校施設の年次的な整備を実施している。老朽化対策については、建築後 10 年を目処に外壁補修工事などを実施するとともに、概ね 30 年を経過し老朽化が著しい校舎や屋内運動場については、建替えや大規模改修工事を実施している。また、耐震補強については、学校施設の耐震診断が平成 21 年度までに全て終了し、24 年度を目途に補強工事を完了することとしており、施設整備の財源としては、国の補助事業である「安全・安心な学校づくり交付金」を活用している。そのほか、建築物等定期点検や消防用設備等点検、浄化槽維持管理業務などの業務委託も毎年度実施するなど、施設設備の良好な維持管理に努めているところである。本市が管理している学校施設は数が多く、その整備には多額の予算を伴うことから、既存施設をできるだけ有効に活用したいと考えており、現在、学校施設建築物ストックマネジメント事業に基づいて、中長期保全計画の策定に取り組んでいるところであり、今後とも、施設設備の劣化度調査や大規模改造、建替えなどを国の補助事業を活用しながら計画的に実施し、効率的な維持管理に努めていきたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。

なお、意見書については、本件と同一件名の陳情が他の常任委員会において審査中であることから、それらの結果を踏まえて対応することとし、今回は提出しないことを確認。

番 号	陳 情 第 88 号	受理年月日	平 22. 6. 23
件 名	教育予算の拡充について		
結 果	平成 22. 12. 27 第 4 回定例会で 1 項、3 項採択		
付託委員会	環境文教委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、1 項＝昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置づけている、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。3 項＝教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度について、制度を堅持すること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する国の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、1 項＝小中学校においては平成 17 年度までは教職員定数改善計画が実施され、個に応じたきめ細やかな指導への支援が進められてきた。その後、公立義務教育諸学校の次期教職員定数改善計画は策定されていなかったが、国においては、新学習指導要領の円滑な実施や、教員が子どもと向き合う時間の確保による質の高い教育の実現が急務であることから、10 年ぶりに新たな教職員定数改善計画を策定し、30 年ぶりに 40 人学級を見直すこととしており、同計画案では 23 年度から 30 年度までの 8 年間をかけて少人数学級を推進するとしている。本市としては、教職員のさらなる定数改善を図り、学校の教育体制を整備・充実させていく必要があることから、次期教職員定数改善計画の早期実施に向けて、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、中核市教育長会を通じて国へ、また、県市町村教育長会から県を通じて国へ要望しているところである。

3 項＝義務教育費国庫負担制度については、教育の機会均等とその水準の維持を保障するものであることから、今後とも堅持されるよう、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、中核市教育長会を通じて国へ、また、県市町村教育長会から県を通じて国へ要望しているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。

なお、本件を採択すべきものとするに伴い、国会及び関係行政庁に対し、別途意見書を提出し、善処方を要請することに決定。

番 号	陳 情 第 91 号	受理年月日	平 22. 6. 23
件 名	自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書提出について		
結 果	平成 22. 12. 27 第 4 回定例会で採択		
付託委員会	総務消防委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、平成 17 年 4 月に成立、18 年 4 月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」において、非営利団体で特定の構成員を対象として健全に運営されてきた自主共済も保険業とみなされ、保険会社と同等の規制を受けることとなり、次々と制度廃止や解散に追い込まれていることから、これらの自主共済を一刻も早く同法の適用除外とするよう、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。

本件に対する国の状況等としては、自主共済のうち、P T A 及び青少年教育団体が実施する共済事業については、「P T A・青少年教育団体共済法」が、本年 5 月 26 日に成立、6 月 2 日に公布されており、現在、23 年 4 月から法に基づく共済事業が実施できるよう関連する政省令等を準備中であるとされている。

また、その他の自主共済については、17 年の保険業法改正時に自主共済を運営していた団体のうち、一定の要件に該当するものについて、同法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に則した監督を行うことを基本に従前の自主共済の範囲内において保険業としての運営を認めること等を内容とする「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が、本年 11 月 12 日に成立、同月 19 日に公布されており、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっている。

以上の点を踏まえる中で、委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨を了として採択すべきものと決定。

なお、意見書については、既に国等において陳情の願意に沿った取組みが行われていることから、今回は提出しないことを確認。